

処遇改善加算手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が介護人材の確保・定着を図る処遇改善をより一層進めるため、障害福祉サービス及び介護保険サービス報酬に創設された「処遇改善加算」の制度が一本化されたことにより、社会福祉法人遊佐厚生会（以下「法人」という。）は、報酬改定の趣旨・基本的考え方に基づき、福祉・介護職員等処遇改善加算報酬額に相当する職員の賃金改善を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称と支給方法)

第2条 職員に支給する賃金改善額の名称は「処遇改善加算手当」とし、月次給与の支給日ににおいて月額で支給する。

(3 グループの定義と職員の振り分け)

第3条 処遇改善加算における3つのグループ a・b・c の定義とその具体的職種等は次のとおりとし、すべての職員を該当するグループに振り分けるものとする。

a 経験・技能のある介護職員

- 介護職【介護員・生活支援員・サービス管理責任者・職業指導員】であり、実施日現在において、以下のいずれかの資格を保有する者。
【「介護福祉士」・「社会福祉士」・「精神保健福祉士」】
- 勤続年数が前職（医療機関での介護職を含む）を通算して10年以上である者。また、年数の算定は4月1日現在で行うものとする。尚、1年未満の月数がある9年以上の者は四捨五入により算定する。

b 他の介護職員

- a の要件を満たさない介護職の者。

c その他の職種

- 介護職以外の職種の者であり、以下の職名等に該当する者。
【管理（介護業務に従事しない管理・監督階層の職員・事務職員・業務員・事業所の管理者）、看護（看護師・准看護師）、給食（管理栄養士・調理員）、リハビリ（理学療法士・機能訓練指導員）、生活相談員、介護支援専門員、相談支援専門員】

2 介護職員とその他の職種を兼務している者は、主たる職種がいずれに属するかを判断し、そのグループに振り分ける。賃金改善の実施においては、当該グループの取り扱いを基本とする。

(処遇改善加算手当の額等)

第4条 処遇改善加算手当の額(月額)は、次のとおりとする。

- a 経験・技能のある介護職員 … 41,000 円
- b 他の介護職員 … 38,000 円
- c その他の職種 … 35,000 円

2 時間給制契約職員(パート職員)は、月額に常勤換算後(小数点第2位を四捨五入第1位まで)の割合を乗じて得た額を支給する。

3 兼務職員は、主たる職種及び兼務する職種の各グループにおいて、該当する金額にそれぞれの常勤換算後(所轄庁に届出している配置上の数値)の割合を乗じて得た額を、合

算して支給する。尚、具体的算出方法を下表に示すものとする。

	主たる職種			兼務する職種			支給額
	グループ		処遇改善加算手当 ①	グループ		処遇改善加算手当 ②	
1 介護職員	a	41,000 円×常勤換算割合	その他職種	C	35,000 円×常勤換算割合	①+②	
	b	38,000 円×常勤換算割合					
2 その他職種	c	35,000 円×常勤換算割合	介護職員	a	41,000 円×常勤換算割合	①+②	
	b	38,000 円×常勤換算割合		b	38,000 円×常勤換算割合		

4 処遇改善加算手当は、月の初日から末日までの期間、全日数にわたって勤務しないときは支給しないものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、処遇改善加算手当の支給に関し必要な事項が生じた場合は、理事長がその都度別に定める。

附 則（令和6年度訓令第2号）

この要綱は、令和6年6月1日より施行する。